

70歳以上の方の高額療養費制度にかかる 自己負担限度額の見直しが実施されます

高額療養費制度は、所得区分に応じて自己負担額に上限が定められています。

自己負担限度額について平成29年8月から段階的に見直しが実施されており、今回は平成30年8月から改正される内容についてお知らせします。

○平成30年7月まで

	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	入院を含めた世帯合算
3割	一定以上所得者	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】
	一般	14,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 【多数該当 44,400円】
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (低所得Ⅱのうち一定の基準に満たない者)	15,000円		

○平成30年8月から

	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	入院を含めた世帯合算
3割	標準報酬の月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数該当 140,100円】	
	標準報酬の月額 53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数該当 93,000円】	
	標準報酬の月額 28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】	
2割※	一般	18,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 【多数該当 44,400円】
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ (低所得Ⅱのうち一定の基準に満たない者)		15,000円

※1 昭和19年4月1日までに生まれた方は1割に据え置かれています。

※2 世帯全体とは、同一の世帯で、同じ健康保険に加入している方です。

※3 多数該当とは、世帯全体(※2)で、過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以上の支給に該当した場合です。